

## 鹿児島市立病院診療科等紹介動画作成業務仕様書

### 1 業務名

鹿児島市立病院診療科等紹介動画作成業務

### 2 業務の概要

病院理念「安心安全な質の高い医療の提供」の下、鹿児島県の中核医療機関として、これまで役割を果たしてきた当院の医療提供体制を発信するPR動画を作成し、WEB等のデジタルメディアを活用した情報発信を展開することにより、当院の認知度を高め、患者や家族に寄り添った安全で信頼される医療のさらなる提供を図る。

### 3 業務の内容

#### (1) 診療科等紹介動画の作成

##### ① 作成対象及び表現内容等

- ・「病院紹介」「ダヴィンチ手術を行う診療科紹介」の2つのテーマで作成する。
- ・当院の魅力を強く印象づけ、受診する患者やその家族に安心感を与えるものとする。
- ・動画の特徴を最大限に活かし、当院の医療提供体制の充実と併せて、職員が熱意を持って生き生きと働いている様子が伝わる内容とする。
- ・「病院紹介」の動画については、当院の3本柱である「救急医療」「成育医療」「がん診療」は必ず盛り込むとともに、患者や家族、地域医療機関を視聴対象とした構成内容とする。

##### ② 動画の長さ

- ・視聴者にとって見やすい長さとする。

##### ③ 注意事項

- ・作成した映像は、当院ホームページ等においてPR用に活用できるものとし、成果物を本市へ納入することとする。

### 4 注意事項

- ・鹿児島市立病院事務局総務課庶務係と十分に調整を行いながら作成すること。
- ・採用した企画案について、必要な修正に応じること。
- ・掲載内容に誤りがないよう十分注意すること。
- ・成果物の所有権は納品時に鹿児島市に帰属するものとする。
- ・成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）の一切は、納品時に鹿児島市に譲渡するものとし、成果物に第三者の権利（著作権、実演家の権利、肖像権、プライバシーの権利等を含む）が含まれるときは、当該権利の鹿児島市への譲渡の合意を得る等、鹿児島市による成果物の複製、上映、公衆送信、頒布、譲渡、翻案等に制限又は追加の費用負担が出ない状態にしたうえで納品すること。
- ・上のほか、著作権等については別紙2記載のとおりとする。
- ・受注者は鹿児島市の承諾を得ずに、成果物の公表、貸与、使用をしてはならず、第三者を作成に関与させた場合は、第三者にも同様の合意をさせるものとする。